

酒田市やすらぎ霊園

墓地使用申し込みの手引



■墓地の概要と使用料等

所在地	酒田市生石字大森山273番地			
墓地区画数	852区画			
1区画の面積	4㎡	804区画 (間口2m×奥行き2m)	6㎡	48区画 (間口2m×奥行き3m)
永代使用料(1回限り)	4㎡	220,000円	6㎡	320,000円
管理料(毎年・年額)	4㎡	2,280円	6㎡	3,430円
墓碑等の制限	墓碑の高さは2m以内。高さ0.5m以内の柵を設置したり、高さ1m以内の低木常緑樹を植えることができます。			

- (注) 1. 永代使用料及び管理料は、使用申し込み後に送付される納付書により納付していただきます。納める期限は、納付書発行から15日以内です。
2. 永代使用料は使用開始時に1度だけ納付していただきます。なお、これにより墓地の所有権を譲渡されるものではなく、永代にわたって使用できる権利を許可するものです。
3. 管理料は霊園の維持管理に要する経費を使用者が負担するもので、その年度分をまとめて納付していただきます。次年度以降は毎年4月末までにその年度分を納付していただきます。
4. 永代使用料及び管理料は、何らかの理由で墓地を返還した場合でもお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
5. 冬期間(12月1日～翌3月16日)は、積雪のため管理棟を閉鎖します。春の彼岸までには使用できるよう除雪します。

■墓地を使用できる方

次のいずれかに該当する方。

- ① 市内に住所がある方。
- ② 市内に住所はないが本籍がある方（市内に住所を有する保証人が必要です）。

■墓地を使用できる時期

永代使用料及び管理料を納付し、使用許可証の交付を受けたあと。

■墓地使用申し込みの際に必要なもの

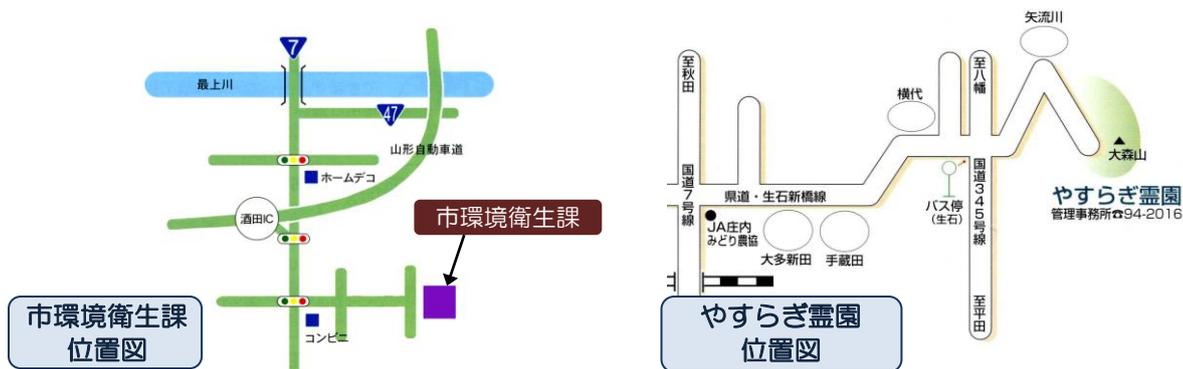
- ① 市内に住所がある方の申し込み
 - ・墓地使用許可申請書（保証人欄の記載は不要です）
 - ・使用者（申込者）本人の住民票の写し（個人のもので、本籍の記載のあるもの）1通
 - ② 市内に住所はないが本籍がある方の申し込み
 - ・墓地使用許可申請書（保証人欄の記載・押印が必要です）
 - ・使用者（申込者）本人の住民票の写し（個人のもので、本籍の記載のあるもの）1通
 - ・保証人の住民票の写し（個人のもので、本籍の記載のあるもの）1通
- ※ 保証人は、酒田市内に住所があることが必要です。

■市営墓地の使用許可は複数受けることができません

すでに飯森山地区にある「川南やすらぎ霊園」の使用許可を受けている方が「やすらぎ霊園」の使用許可を受けようとする場合は、墓地返還等の手続きをしていただきます。なお、納付済みの永代使用料及び管理料はお返しできませんのでご注意ください。

■墓地使用申し込みの受付場所・時間

- ・受付場所 市環境衛生課（広栄町3丁目133番地 ごみ処理施設管理棟2階）
- ・受付時間 土・日・祝祭日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分



墓地使用許可申請書を提出した後の手続き

- 申請書を提出した後、7日程度で永代使用料・管理料の納付書が郵送されてきます。

永代使用料・管理料を最寄りの金融機関で納付してください。納める期限は、納付書発行から15日以内です。

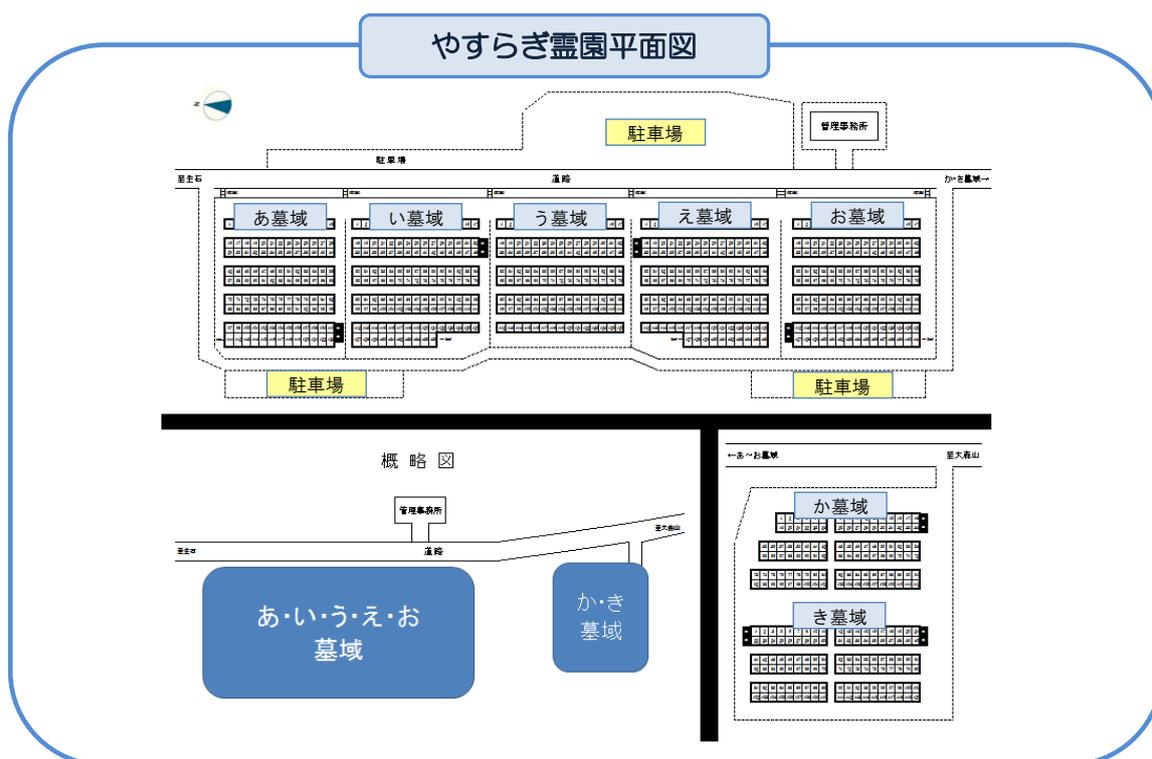
- 永代使用料・管理料を納付した後、10日程度で墓地使用許可証が郵送されてきます。

金融機関から永代使用料・管理料が納付されたことの連絡を受けた後、墓地使用許可証を発行・郵送します（納付から、10日程度かかります）。

- お墓建立の工事は、使用許可が出てからでないと着工できません。

使用許可を受けるまでは、お墓を建立する工事をすることはできません（石材業者等との打ち合わせは事前に行うことができます）。

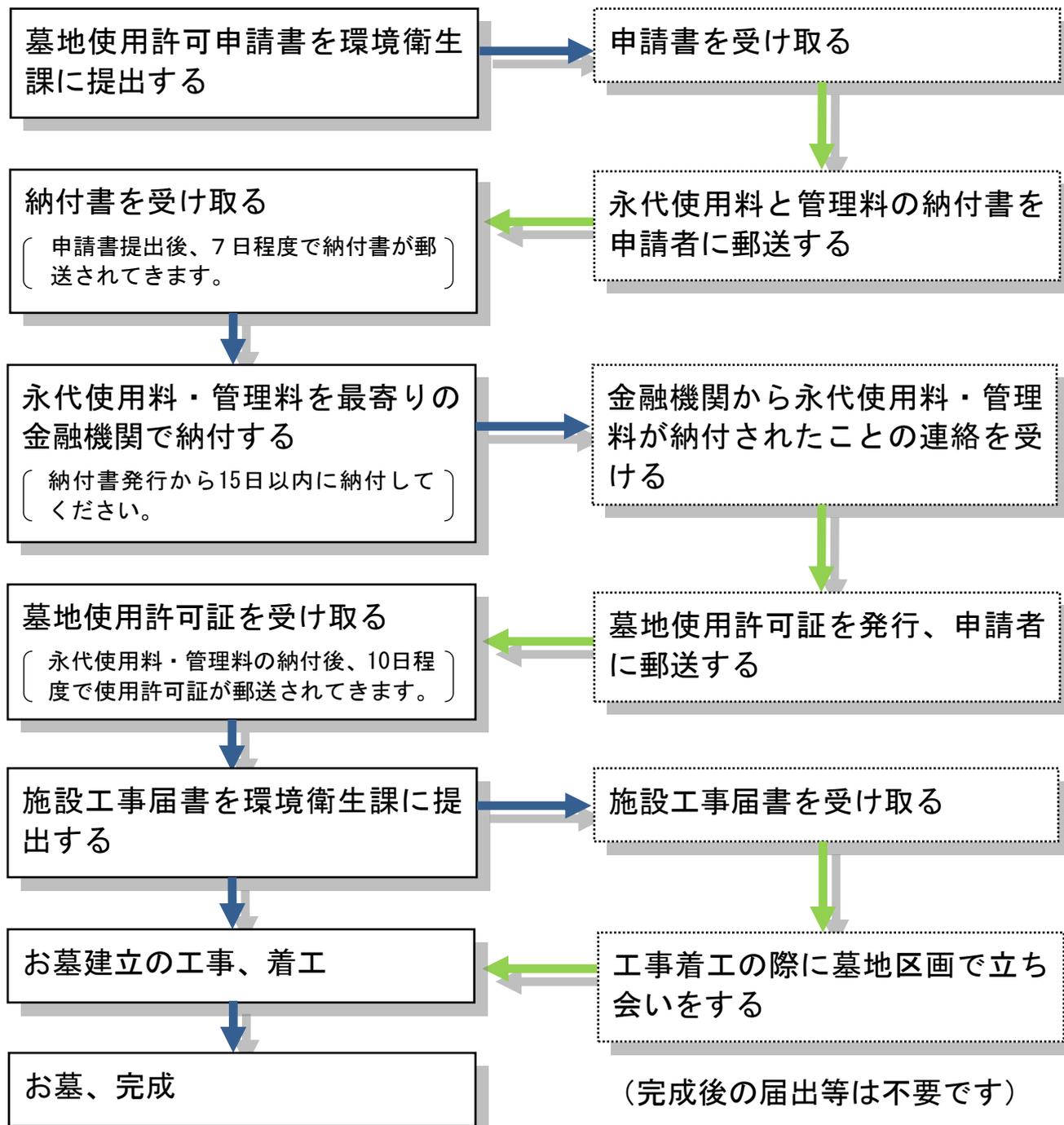
お墓を建立しようとするときは、あらかじめ環境衛生課に「施設工事届」を提出することが必要です。「施設工事届」には「設計図面」と「墓地使用許可書」の添付が必要です（業者の代行が可能です）。



墓地使用許可申請書提出からお墓の建立まで

〔申請者〕

〔環境衛生課〕



問い合わせ◎酒田市環境衛生課 (〒998-0104 酒田市広栄町3丁目133番地)
☎31-0933 FAX 31-0932